

第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の策定について

(1) 子ども・子育て支援法に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」の第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で終了します。このことから第3期策定に向けて、教育・保育ニーズの調査を実施し、また、現状や課題を把握し、事業の量の見込み、確保方策の設定を行い、次期計画を策定します。

子ども・子育て支援法 第61条第1項

条文：(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 策定支援業務委託 契約業者：Next-i 株式会社 名古屋支店
契約期間：令和7年3月31日まで

(3) 今後の想定スケジュール（令和5年度）

令和5年	11月～12月	アンケート素案の作成 次回子ども・子育て会議にて審議予定
	12月～1月	アンケート調査実施（1月程度）
令和6年	2月～3月	アンケートの集計・分析
	3月	アンケートの結果報告 子ども・子育て会議にて審議予定